クローン牛・豚 食品安全委がお墨付き

「安全」でも流通まだ先

食用を視野に入れた「体細胞クローン牛・豚の安全性評価」について、食品安全委員会は12日、「一般の牛や豚と差はない」とする専門調査会の結論を了承した。クローン動物の肉が食卓に上る日が来るのだろうか。（熊井洋美）

体細胞クローンは、もとの体細胞を提供した動物と、遺伝的に同じ動物になる。

牛だったら、ごくまれな優秀な肉質・乳質の牛を確実に増やせる可能性がある。農林水産省所管の畜産草地研究所（畜草研）によると、肉質が高い牛のクローンは、もとの牛同様に可食部分が多く霜降り度が高かった。乳質も大きく違わなかったという。クローン牛は日本や米国、欧州のほか、アルゼンチンや中国、豪州などで生産報告がある。

死産や生後まもなく死ぬ割合が一般の牛に比べ高いが、食品安全委は「生後6カ月を過ぎれば、一般の牛と同じように健全に育つ」とした。

クローン動物の肉や乳製品の安全性に関しては、米食品医薬品局（FDA）が昨年1月に「一般の牛・豚・ヤギと同等」、欧州食品安全機関（EFSA）が昨年7月に「一般の牛・豚と差はない」との判断を出した。クローンでも、たんぱく質を構成するアミノ酸などは通常通りだったことが論拠で、日本の食品安全委も同じ見解だ。

クローンの肉や乳製品は海外でも流通しておらず、すぐに食卓に載ることはなさそうだ。米農務省はFDAが判断を出した直後に「消費者が慎重で、市場の受け入れ態勢がない」などとして出荷自粛を業者に要請した。欧州では、クローン動物の死亡率の高さや欧州の農産物のイメージ悪化を心配した欧州議会が昨年9月、食料としてのクローン動物の生産や輸入を禁止するよう求める決議をしている。

なのに、なぜ今、安全性評価なのか。厚生労働省の担当者は、何かのはずみで海外から日本向けに輸出される事態がないとはいえないという。米欧の安全評価と前後し、畜草研も昨年3月にクローン牛の調査報告書をまとめ、「今評価しないと、時期を逸しかねない」と考えたようだ。

食品安全委は早ければ5月にも正式な評価結果を厚労相に通知する。「安全」という通知になれば厚労省の規制は受けない。農水省が99年に出した出荷自粛要請を解除するか、流通時のクローン表示を求めるかが次の焦点だ。

食品安全委は24日に東京、27日に大阪で一般参加の意見交換会を開くとともに、4月10日まで意見を募る。評価書案や、参加申し込み・意見送付の方法は食品安全委のウェブサイト（http://www.fsc.go.jp/）にある。問い合わせは03・5251・9210。

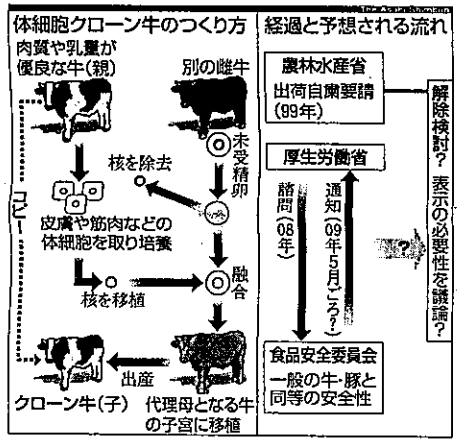

クローン 食べても安全

内閣府食品委、答申へ

体細胞クローンの安全性を検証していた内閣府の食品安全委員会は12日、成長したクローン牛や豚の食品について「従来の牛や豚と同等の安全性を有する」とした専門調査会の報告書を、全会一致で了承した。委員会は、報告書を安全評価書案として一般に公表し、30日間、意見を募集。改めて意見を検証したうえで、厚生労働省にクローン食品の安全性を認める答申を行う見通し。

クローンは、高品質の家畜を同じ遺伝子でコピーする技術で、人工授精などと併用して大量生産を可能にする。国内では研究段階だが、欧米では安全性を認める公的機関の報告が相次いでいるうえ、クローン家畜の子孫がすでに流通している可能性も指摘されている。国内流通の可否は、答申を受けて厚労省と農林水産省が判断するが、今後、海外から輸入を求められる可能性もある。

委員会は昨年4月、厚労省から諮問を受け、安全性の検証に着手。下部組織の専門調査会と専門家グループに検討させた結果、安全と認める報告書が出されたため、同日、改めて内容を審議し了承した。見上彪委員長は「安全性を科学的に論じた。（流通すれば）孫と一緒に腹いっぱい食べたいと思う」と強調した。

現在、国内にクローン食品を直接規制する法律はなく、「安全」の答申が出れば、厚労省も「食品衛生法で流通を規制することはできない」としている。

ただ、生命倫理上の議論や消費者の反感もあり、農水省は現在、研究機関などに出荷自粛を求めている。高度な技術を必要とするため生産コストも高く、農水省によると、生存中のクローン牛も82頭、豚は35頭（いずれも平成20年9月現在）という。

厚労省によると、海外でも流通例は確認されていないとされるが、米紙ワシントン・ポストが昨年、クローン動物の子孫から生産された肉類が出回っている可能性があると報じるなど、実際には出荷・輸出されている可能性も否定できない。日本政府も、流通実態は把握していないという。